

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 102)

適格分割等による保険差益等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 ※整理番号 ※課税/不課税		平成 年 月 日	
		税務署長殿	
送 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	(フリガナ) 納税地	電話() -
	本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名	(フリガナ) 代表者住所	電話() -
法人 代表者住所 事業種目	整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整理簿 回付先	親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課	業
適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。			
適格分割等に係る 分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代表者氏名	年 月 日	
適格分割等の日	年 月 日		
特別勘定に係るもの 所有固定資産の種類、構造及び規模 保険金等の支払を受けた日 指 定 日	種 類、構 造 及 び 規 模 取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額 取 得 又 は 改 良 日	年 月 日	
金 額	円		
期中特別勘定に係るもの 所有固定資産の種類、構造及び規模 保険金等の支払を受けた日 指 定 日	種 類、構 造 及 び 規 模 取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額 取 得 又 は 改 良 日	年 月 日	
金 額	円		
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		印	
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 96)

適格分割等による保険差益等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 ※整理番号		平成 年 月 日	
		税務署長殿	
送 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	(フリガナ) 納税地	電話() -
	本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名	(フリガナ) 代表者住所	電話() -
法人 代表者住所 事業種目	整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整理簿 回付先	親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課	業
適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 <u>法人税法第48条第9項の規定により下記のとおり届け出ます。</u>			
記			
適格分割等に係る 分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代表者氏名	年 月 日	
適格分割等の日	年 月 日		
特別勘定に係るもの 所有固定資産の種類、構造及び規模 保険金等の支払を受けた日 指 定 日	種 類、構 造 及 び 規 模 取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額 取 得 又 は 改 良 日	年 月 日	
金 額	円		
期中特別勘定に係るもの 所有固定資産の種類、構造及び規模 保険金等の支払を受けた日 指 定 日	種 類、構 造 及 び 規 模 取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額 取 得 又 は 改 良 日	年 月 日	
金 額	円		
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		印	
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 102)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第48条第9項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法人税法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」は、法第48条第8項第2号の適格分割型分割(以下、「適格分割型分割」といいます。)に係る同項第2号の分割承継法人(以下「分割承継法人」といいます。)又は同項第3号の適格分社型分割等(以下「適格分社型分割等」といいます。)に係る同項第3号の分割承継法人等(以下「分割承継法人等」といいます。)について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」は、適格分割型分割の日又は適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(5) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。</p> <p>イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」は、法第48条第1項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第1項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>ロ 「指定日」は、法第48条第1項に規定する指定日(災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日)がある場合には、その指定日を記載してください。</p> <p>ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」は、法第48条第8項第2号又は第3号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第1項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。</p> <p>ニ 「取得又は改良に要する金額」は、分割承継法人又は分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>ホ 「金額」は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 96)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第48条第9項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」は、法第48条第8項第2号の適格分割型分割(以下「適格分割型分割」といいます。)に係る同項第2号の分割承継法人(以下「分割承継法人」といいます。)又は同項第3号の適格分社型分割等(以下「適格分社型分割等」といいます。)に係る同項第3号の分割承継法人等(以下「分割承継法人等」といいます。)について記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等の日」は、適格分割型分割の日又は適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(3) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。</p> <p>イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」は、法第48条第1項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第1項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>ロ 「指定日」は、法第48条第1項に規定する指定日(災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日)がある場合には、その指定日を記載してください。</p> <p>ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」は、法第48条第8項第2号又は第3号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第1項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。</p> <p>ニ 「取得又は改良に要する金額」は、分割承継法人又は分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>ホ 「金額」は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>